

議案第 41 号

太宰府市税条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市税条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

(太宰府市税条例の一部改正)

第1条 太宰府市税条例(昭和39年条例第162号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

第2条 太宰府市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の太宰府市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。